

Q 1	どのような経験が職務経験年数として算定できますか？
A 1	職務経験年数には、民間企業、他の官公庁、団体、自営業等において、正社員・正職員として従事した期間が該当します。ただし、通算できるのは、1つの民間企業等での経験が1年以上のものに限ります。また、事務職（福祉）、技術職（土木・建築・機械・電気）、保健師又は保育士は関連業務に従事した職歴に限りますので、実施要項を参照してください。
Q 2	事務職（福祉）、技術職（土木・建築・機械・電気）、保健師又は保育士の試験を受験する場合、各職種に関連する会社での一般的な事務の経験は職務経験年数として算定できますか？
A 2	できません。受験職種に関連した業務に従事していた期間のみ、受験資格の職務経験年数として算定できます。関連業務については、実施要項を参照してください。 なお、受験資格における職務経験には該当しませんが、初任給決定の際には、基準により加算を行う場合があります。 ただし、免許や資格を必要とする職種については、当該免許・資格取得後の期間が加算対象となります。
Q 3	同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれの職歴も職務経験年数として算定できますか？
A 3	算定できません。同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴のみを職務経験年数として算定します。
Q 4	転職等により、複数の実務経験がある場合、期間の通算はできますか？
A 4	正社員・正職員として、応募職種に関連した業務に従事した期間については、複数の期間を通算することができます。（同一期間内の職歴及び1つの民間企業等での経験が1年未満の職歴を除く。）
Q 5	職務経験年数の端数の取扱いはどうなりますか？
A 5	職務経験年数については、月単位で合算します。日単位での端数が生じる場合には、切り上げて1月とみなします。
Q 6	派遣社員、契約社員としての職歴は職務経験に該当しますか？
A 6	該当しません。正社員・正職員としての職歴のみ該当します。

Q 7	産前産後休業、育児休業等の期間は職務経験として算定されますか？
A 7	産前産後休業、育児休業、病気等による休業・休職期間は職務経験に含みません。

Q 8	大学院での在籍期間は、職務経験に該当しますか？
A 8	受験資格における職務経験には該当しません。 ただし、初任給決定の際には、基準により加算を行う場合があります。

Q 9	職務経験を証明する書類の提出は必要ですか？
A 9	受験申込時の提出は必要ありません。 申込者情報により職務経験を確認させていただきます。 ただし、最終試験合格後には、勤務実績がある勤め先から職務経歴証明書（府中市所定様式）をご提出いただきます。なお、申込情報等に虚偽、錯誤等があった場合には合格を取り消す場合があります。

<問合せ先>

府中市総務管理部職員課 採用担当

T E L : 042-335-4051（直通）

メール:syokuin01@city.fuchu.tokyo.jp